

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」
に関する説明会（説明資料）

平成19年9月26日

総務省自治財政局

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<現行制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

- 公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

新しい法制

(健全財政)

現行制度

(財政悪化)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 1 9 年 6 月

I 健全化判断比率の公表等

- 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。
 - ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

- 再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ 2、3及びⅤ 1と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

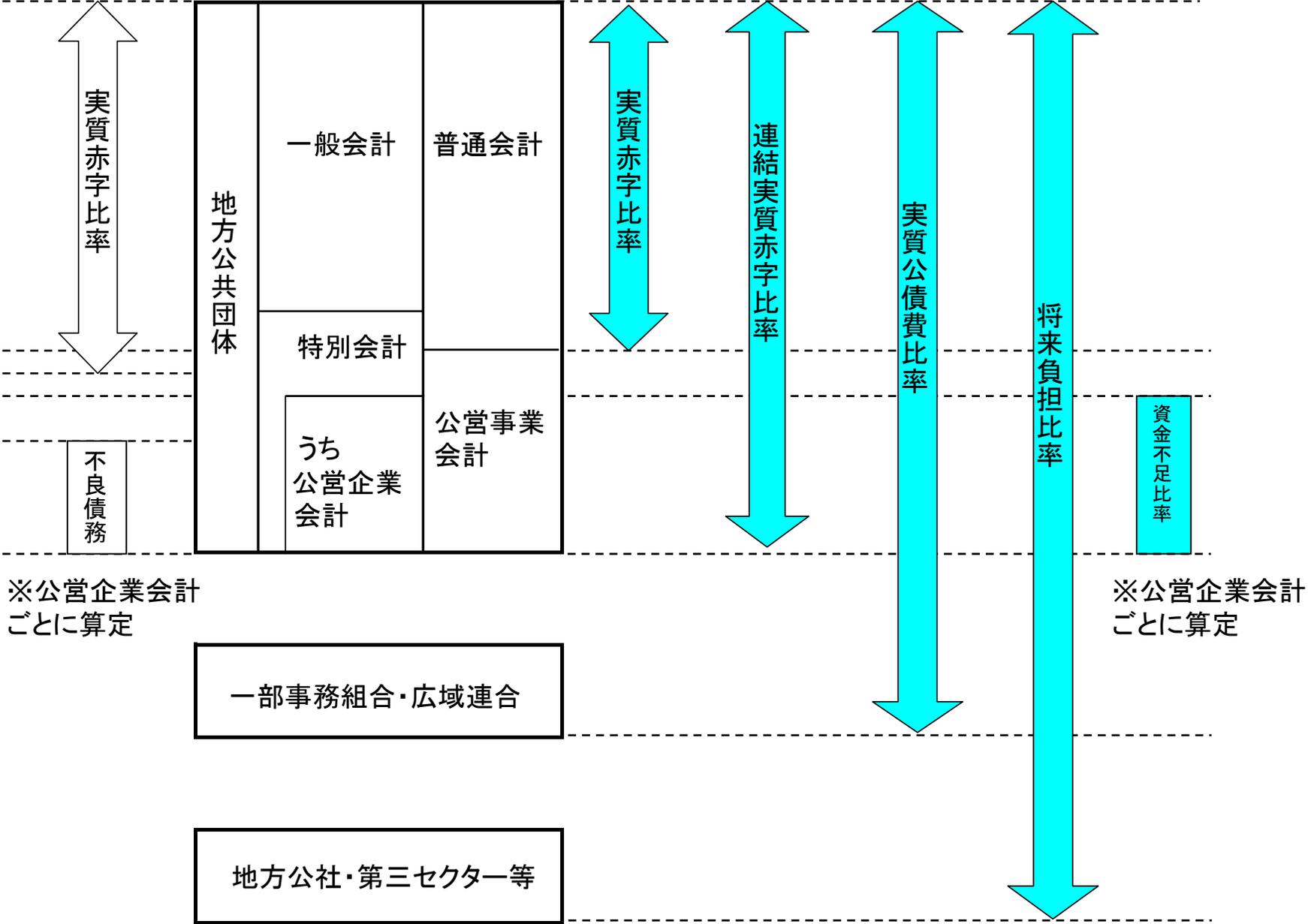
2 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
- 国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



財政指標の対象会計範囲のイメージ

現行再建法制

地方公共団体財政健全化法

実
質
赤
字
比
率

対
象
外
会
計

(不良債務
会計別)

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計・母子寡婦福祉特別会計 等

公営事業会計

○収益事業 ○その他(公立大学附属病院事業・地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業)

○国民健康保険事業、介護保険事業 等

公営企業会計

○地財法上の公営企業(§6)かつ地公企法の非適用事業
・地公企法非適用の下水道事業、観光施設事業、港湾整備事業、宅地造成事業 等

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業(§2③)
・地公企法適用の下水道事業等

○地公企法の一部適用事業(§2②) ・病院事業
○地公企法の当然適用事業(§2①)
・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合等

○一部事務組合・広域連合

○地方独立行政法人
○地方三公社
○第三セクター

実
質
赤
字
比
率

連
結
実
質
赤
字
比
率

公
債
費
用
比
率

実
質
公
債
費
用
比
率

将
来
負
担
比
率

資
金
不
足
比
率(会
計
別)

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ＋ロ) － (ハ＋ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金＋準元利償還金) － (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 － (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{の3ヵ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

将来負担額 ー

(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率＝

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

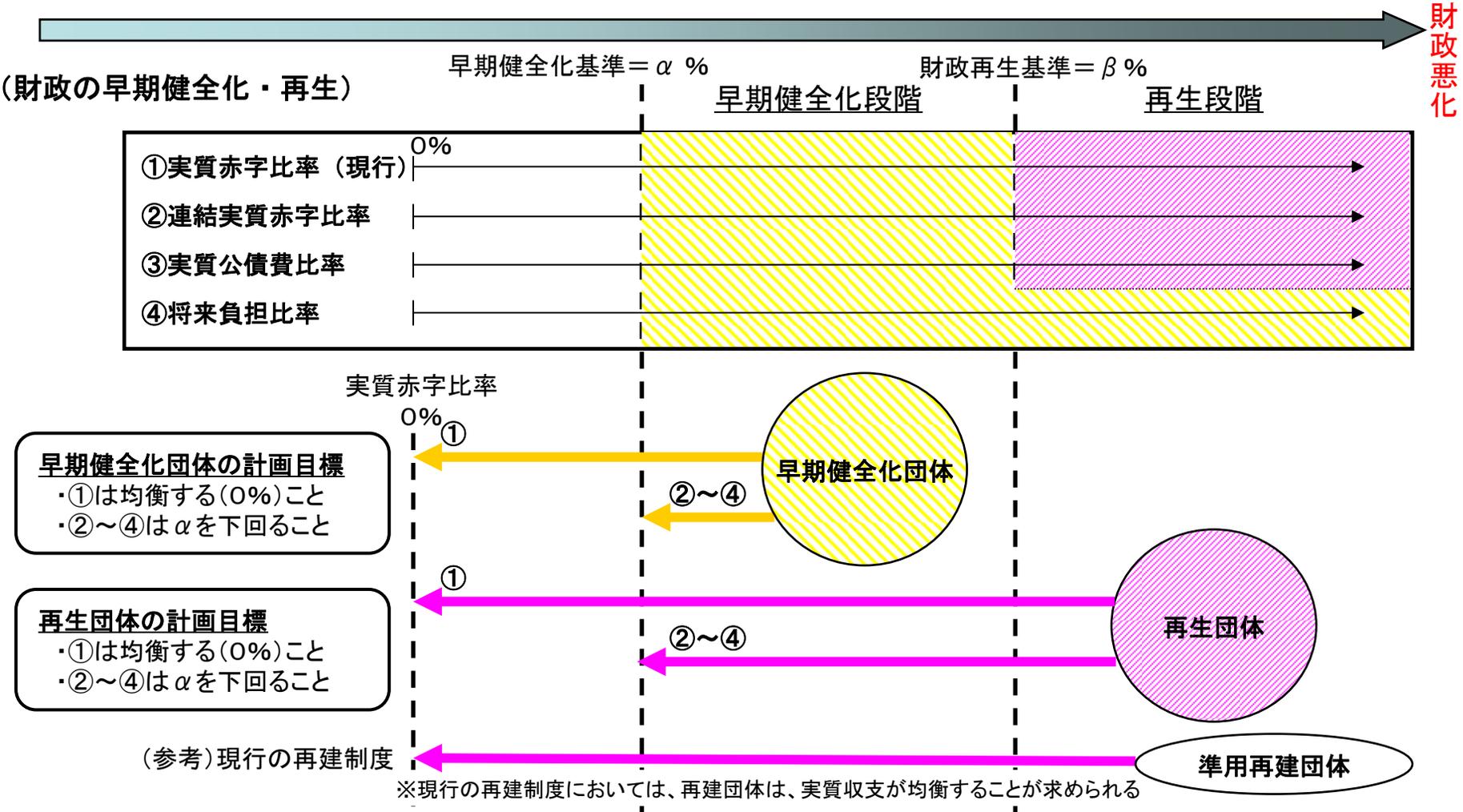
○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

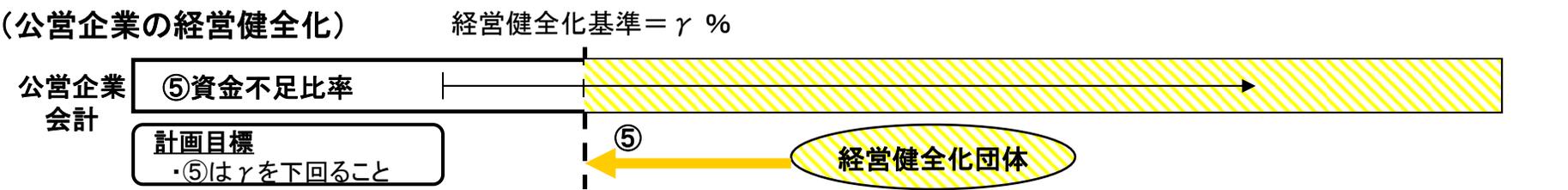
※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



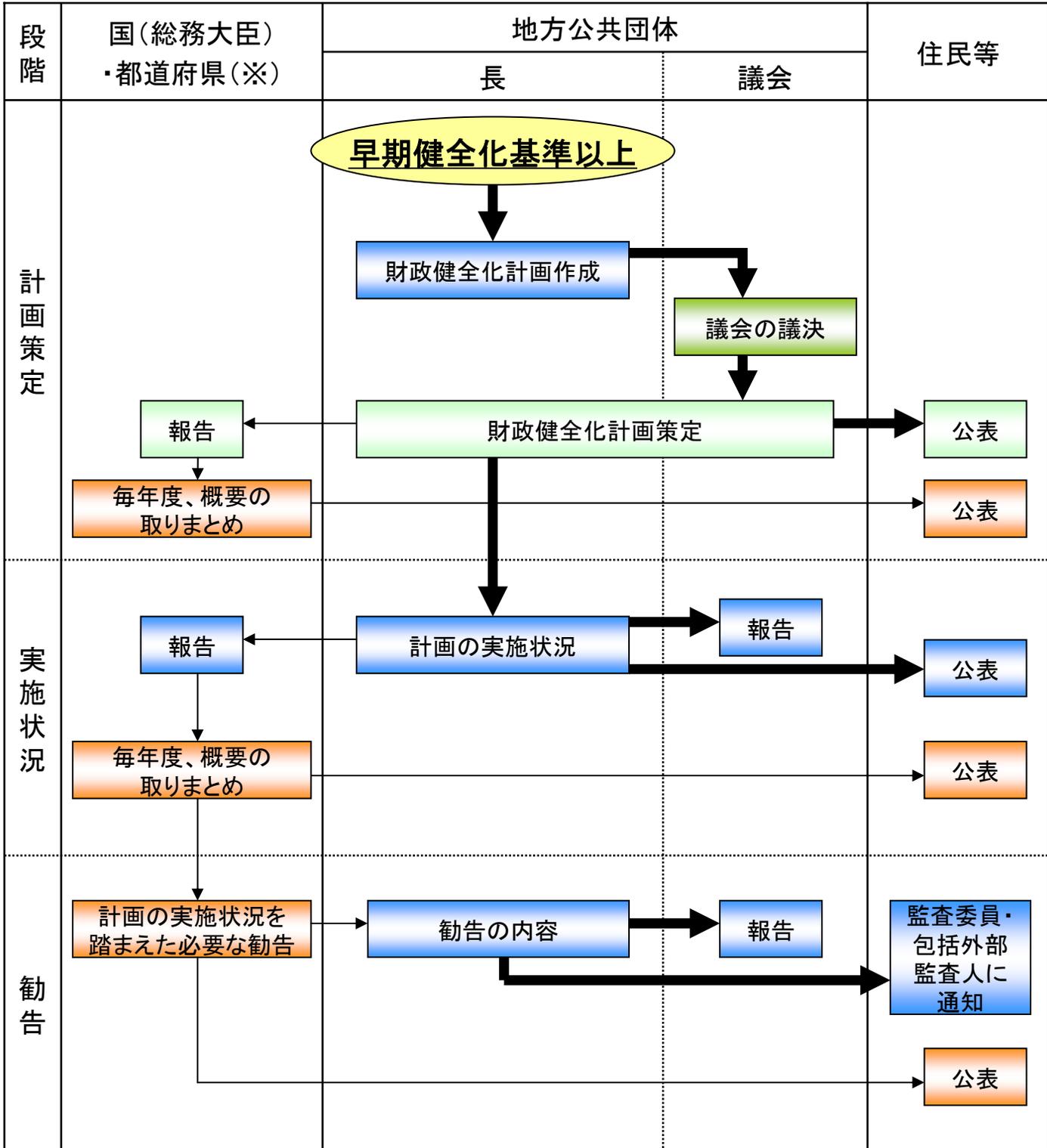
財政悪化



財政再建計画と財政再生計画・財政健全化計画の内容の比較

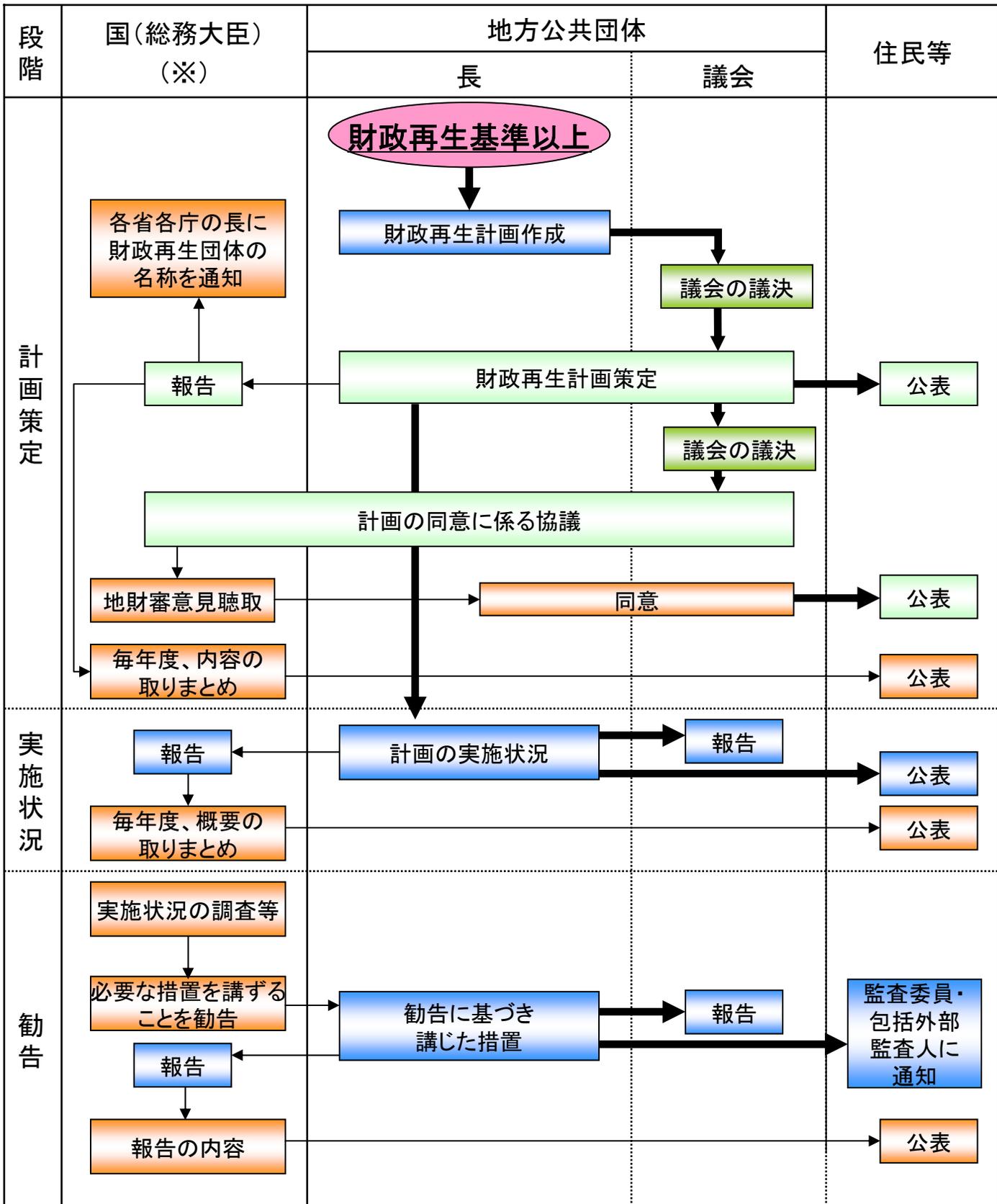
計 画	財政再建計画 (地方財政再建促進特別措置法 第2条第3項)	財政再生計画 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律案 第8条第3項)	財政健全化計画 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律案 第4条第2項)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 一 財政の再建の基本方針 二 次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入・歳出の増減額 <ul style="list-style-type: none"> イ 毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費節減計画 ロ 租税その他の収入の徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及び実施要領 ハ 租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及び実施要領 ニ 普通税を標準税率を超える税率で課し又は法定外普通税を課すことによる租税の増収計画（財政の再建のために特に必要と認められる団体に限る） 三 財政再建債の償還を完了するまでの年度における各年度の歳入・歳出の総合的な計画 四 財政再建債の各年度ごとの償還額（本再建団体に限る） 五 前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 一 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 二 計画期間 三 財政の再生の基本方針 四 次に掲げる計画及びこれに伴う歳入・歳出の増減額 <ul style="list-style-type: none"> イ 事務事業の見直し、組織の合理化等の歳出削減計画 ロ 地方税その他の収入について、徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画（実施要領を含む） ハ 地方税その他の収入で、滞納に係るものの徴収計画（実施要領を含む） ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産処分等の歳入増加計画 ホ 普通税を標準税率を超える税率で課し又は法定外普通税を課すことによる地方税の増収計画（財政の再生のために特に必要と認められる団体に限る） 五 各年度ごとの歳入・歳出の総合的な計画 六 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し 八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析 二 計画期間 三 財政の早期健全化の基本方針 四 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策 五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策 六 各年度の前二号の方策に係る歳入・歳出に関する計画 七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し 八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項

早期健全化の手続



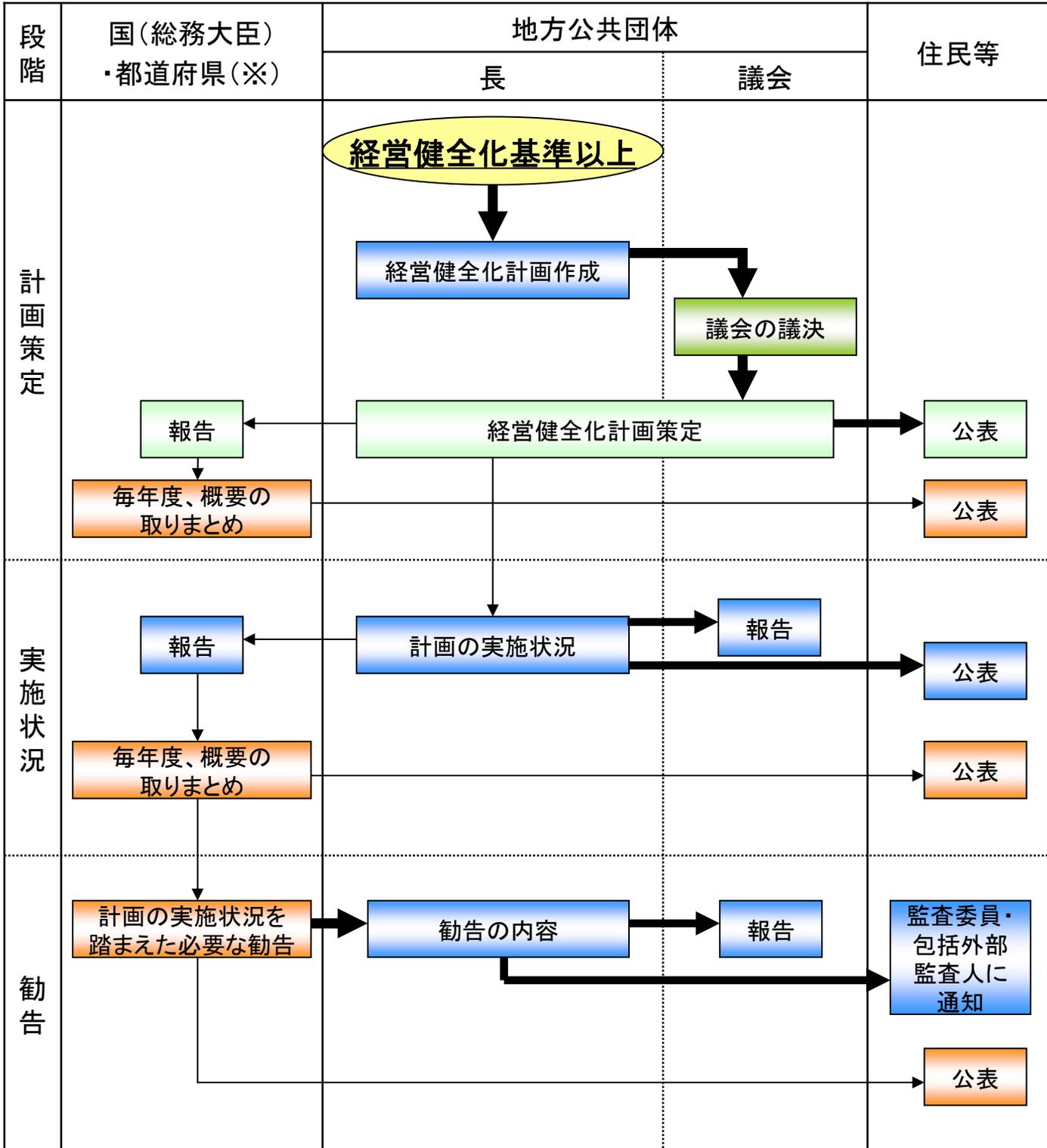
※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

財政再生の手続



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

公営企業の経営健全化の手続



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の経営健全化の場合は、都道府県知事が行う。

地方公共団体の長と議会の関係



財政指標の開示	4つの指標(健全化判断比率)	報告
	公営企業会計の資金不足比率	報告

(財政の早期健全化・再生)

早期健全化 (α 以上)	財政健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告
再生 (β 以上)	財政再生計画策定	議会の議決
	計画の同意に係る協議	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国による勧告の内容	報告

(公営企業の経営健全化)

公営企業の 経営健全化 (γ 以上)	経営健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告

地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
 - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。(第22条)

2. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。
- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。(第7条)

(国の勧告等)

- 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、当該団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更等の措置を講ずることを勧告することができる。
- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。(第20条)

地方公共団体財政健全化法における外部監査に関する規定

1. 長による個別外部監査の要求の義務付け

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化計画等を定めなければならない地方公共団体の長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該団体の財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をし、併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。(第26条第1項に基づく読替後)

2. 財政指標(健全化判断比率等)の調査

(健全化判断比率の公表等)

- 包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、その監査のため必要があると認めるときは、公表された比率とその算定基礎事項を記載した書類について調査することができる。(第3条)

3. 財政健全化団体等における包括外部監査人の留意事項

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化団体等が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該団体等の包括外部監査人は、その監査をするに当たっては、同条第二項の規定によるほか、当該団体等の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理が財政の早期健全化等を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。(第26条第2項)

4. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。(第7条)

(国の勧告等)

- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。(第20条)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

〔平成十九年五月二十四日
衆議院 総務委員会〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の施行を実効あらしめ、地方自治体の財政の健全性を高めるためには、自治体の財務状況を正確に把握することが不可欠であり、監査委員制度と外部監査制度の充実強化及び公会計制度の整備が急務である。政府は以上の観点に立って次の措置を講ずること。

- 一 地方分権の観点から必要以上に国の関与が強まらないように配慮すること。
- 二 財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準を政省令で定める際には、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。
- 三 弁護士・公認会計士・税理士といった有資格者の監査委員への登用等の方法により、監査委員の独立性及び専門性を高めるための方策について検討すること。
- 四 再生振替特例債の発行が認められることを受け、地方債残高の縮減に努めること。
- 五 地方自治体において、企業会計を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備の促進を図る措置を講ずること。この場合の財務書類は、地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況等を総合的に把握することができるようなものとする。
- 六 金融機関の貸し手責任が問われる中、金融機関等の法人情報の保護の観点に留意しつつ、民間資金も含めた地方債の引受けの状況について、実態を明らかにするよう努めること。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

〔 平成十九年六月十四日
参議院 総務委員会 〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方分権の観点から、地方公共団体が財政健全化に自主的・主体的に取り組めるよう、国の関与は必要最小限にとどめること。
- 二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を政省令で定める際には、地方公共団体の財政規模及び権限等を考慮し、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。
- 三、財政再生団体が収支不足額を振り替えるために発行する再生振替特例債については、公的資金の充当等、必要な支援措置を講ずるとともに、地方債残高の縮減にも配慮すること。
- 四、地方公共団体における財政指標の公表、財政健全化計画等の策定等に際しては、財務状況を正確に把握することが不可欠であることから、弁護士・公認会計士等の有資格者の監査委員への登用等の方法により、監査委員の独立性及び専門性を高めるための方策について検討するなど、監査委員制度及び外部監査制度の充実強化に努めること。
- 五、地方公共団体において、貸借対照表その他財務書類の整備を促進する措置を講ずることにより、地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況等を総合的に把握できるようにするとともに、統一的な地方公会計基準について早急に具体的な検討を進めること。
- 六、金融機関の貸し手責任が問われていることにかんがみ、金融機関等の法人情報保護の観点に留意しつつ、民間資金も含めた地方債の引受けの状況について、実態を明らかにするよう努めること。

右決議する。

法律の施行に向けたスケジュールについて

6/22	平成19年度		平成20年度			平成21年度		
	~12月	3月	4月~	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行 (公布後1年以内)	○ 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・ 財政再生計画を策定 (平成21年度内)



早期健全化基準・財政再生基準の設定に関する考え方

菅 総務大臣 国会答弁(抄)

(早期健全化基準及び財政再生基準の設定については、) 本法案に定められております財政の早期健全化及び財政の再生の規定の趣旨にのっとり検討していくわけでありますけれども、具体的には、市町村については二〇%以上、都道府県については五%以上の赤字比率になった場合、再建団体にならなければ起債が制限される現行の再建制度の運用、さらにこの地方債協議制の下で実質公債比率が一八%以上でこの許可団体となって、二五%以上で単独事業等の起債が制限されるという現行の地方債制度の運用など、こうしたものを基本にしながら四つの比率間の整合性を勘案した上で今後検討を進めていきたいと思っています。

(中略)

この財政指標や基準に係る政省令でありますけれども、本案の規定にのっとり各地方団体が前提とする二十年の予算編成に当たることができるよう、年内にこれは整備していきたいというふうに思いますし、その際、それぞれの団体の財政の実態をできる限り正確に把握することを算定方式にしたい。

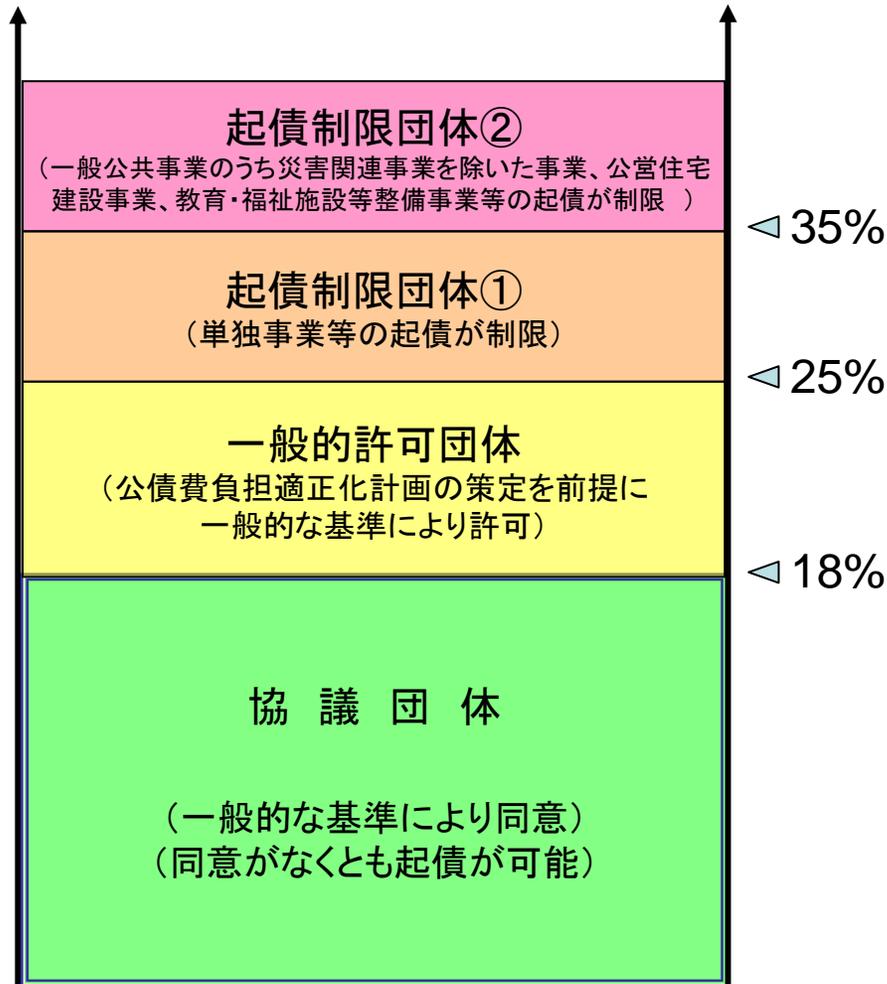
一部の公営企業について、供用開始後の一定期間、構造的にやむを得ない資金不足、あるいは住民に対して誤解を招かないよう指標及び基準の策定に当たっては適切に考慮していく必要があるだろうというふうに思いますけれども、個々の地方公共団体の事情、今委員から指摘されましたけれども、考慮することは基本的には想定はしておりません。

しかし、いずれにしろ、この健全化基準の策定及び運用に当たっては、地方公共団体の意見というものも十分これ伺った上で判断をしていきたいと思えます。

(平成19年6月14日(木)参議院総務委員会)

現行の地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準

◆ 実質公債費比率



◆ 赤字基準

○実質収支において一定以上の赤字額が生じた団体は許可団体とする。

※「決算収支の赤字の水準」を測る指標は、地方財政再建促進特別措置法(再建法)で起債の制限を行う場合に用いる指標と同様の比率を用いる。

○赤字額の算定方法

(前年度の歳入総額－前年度の歳出総額)
－翌年度に繰り越すべき財源

○一定以上の赤字額

標準財政規模の額に応じて、その2.5%から10%の間で段階的に設定

・都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市

→標準財政規模の2.5%

・標準財政規模200億円の市町村

→標準財政規模の5%

・標準財政規模50億円以下の市町村

→標準財政規模の10%

○赤字公営企業

営業収益に対する赤字額(資金不足額)が10%以上